財団法人中華民国証券グレタイ売買センター

外国興櫃会社が株式のグレタイ売買を中止する際の留意事項

第1条　外国興櫃会社は証券会社営業所興櫃株式売買審査準則第40条第1項第2号から第8号までの規定により株式のグレタイ売買を中止する際、法令又は本センターが別途規定していることを除き、当留意点の規定により行う必要がある。

外国興櫃会社は上記の準則同条項第8号の規定に基づき株式のグレタイ売買の中止を申請する場合、取締役会あるいは株主総会の決議を取得する必要がある。また、同意を表明する取締役あるいは株主の持株数は会社の発行済総株数の三分の二以上に達しなければならない。

第2条　外国興櫃会社が前条規定により株式のグレタイ売買を中止する場合、少なくとも会社及びその独立取締役以外の全体取締役が連帯責任を負い、会社の株式を買付を承諾する必要がある。必要がある。

② 外国興櫃会社は本センターにグレタイ売買の中止の申請を提出する際、本センターからグレタイ売買を中止する事由がある旨の通知日からの3営業日内に、本センターに前条の買付承諾義務者のリスト及びその個別買付比率を申告する必要がある。

③ 第1項の買付の開始日はグレタイ売買の中止日となり、その買付期間は50日間で、満期後に決済を行う必要がある。

④ 第1項の買付の価格は、本センターがグレタイ売買の中止を公告した日前の30営業日の株式の平均株価の単純平均値であり、当該会社の直近の公認会計士の監査又はレビューを受けた連結財務諸表あるいは直近四半期の自己決算数値に基づく1株当り純資産に基づく1株当り純資産を下回ることはできない、但し、上記の準則同条項第8号の規定に基づき株式のグレタイ売買の中止を申請する場合、買付価格は、取締役会決議日あるいは株主総会決議日前30営業日における株式取引完成価格の平均値と単純算術平均値のいずれの高い方を下回ってはならない。

⑤第１項の買付が終了した後、外国発行者は買付に関する情報を本センターへ申告する必要がある。

第3条　外国興櫃会社は本センターがグレタイ売買の中止を公告した日の次の営業日前に、買付の関連情報を本センターが指定したインターネットの情報申告システムに入力し、市場に重要情報を公告する必要がある。

第4条　本留意事項は主務機関の承認を受けた上で施行する。改定時も同様である。